

## 参考資料1

平成 22 年 9 月 13 日

### 「給水装置工事配管技能者講習会」等のアンケート調査

#### 集計結果と考察（要約）

（財）給水工事技術振興財団

#### 1. はじめに

平成 8 年の水道法改正により、給水装置工事について、主任技術者制度が設けられるとともに、実際の工事の施行に当たっては「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が従事または監督することと定められました。

そこで、当財団では給水装置工事の配管技能者の養成のために全国統一化した講習会を開催することとし、平成 11 年度から本格実施を始め、今年で 12 年目を迎えたところです。

この度、その内容をさらに充実したものにしていきたいと考え、現行の講習会の実態を把握するため、平成 22 年 6 月から 7 月上旬にかけ、講習会の未開催の県を含め、水道事業体並びに管工事組合に対し、アンケート調査を行いました。

アンケート調査は、講習会開催県の水道事業体 83、未開催県の水道事業体 32 及び 110 の管工事組合に依頼し、水道事業体は講習会開催県 62 事業体、未開催県が 24 事業体から回答が得られ、どちらも約 75% の回収率でした。また、管工事組合は 68 組合からあり、約 62% の回収率でした。

以下に、アンケート調査の集計結果と考察を示します。

#### 2. 集計結果と考察

##### 《講習会の開催について》（開催県・未開催県及び管工事組合に対する設問）

開催県では「配管技能者は技能を有する者を養成する者として講習会の開催は重要」と認識している事業体が 67% あった。一方、未開催県の事業体では、回答のあった 13 事業体のうち、9 事業体が「主任技術者が全てを管理監督するので講習会は必要ない」と回答しており、主任技術者への依存度が大きいことが明らかになった。一方、管工事組合では、「毎年、隔年等を希望している」という回答が 66% であった。その反面、「開催できない・しない」と 47% が回答しているが、「事業体の意向の高まり」、「受講者が集まる」、「負担の軽減」等、条件が整えば開催したいという回答も 50% あった。

財団としても、負担軽減等、開催の条件整備に向けての検討が必要であると思われる。

### 《講習会修了者の活用について》（開催県・管工事組合に対する設問）

講習会修了者の活用については、開催県では、「詳細規定を明文化している」が27%、「概略規定を明文化している」が27%と半数以上の事業体が規定等に何らかの形で明文化していると回答しており、明文化していないとの回答は29%だった。

なぜ詳細規定までしないのかとの設問には、「分岐部等の工事は主任技術者の下で配管技能者に工事を施行させている」が41%と一番多かった。また、「今後詳細規定の明文化を考えている」と5事業体が回答している。

管工事組合では、75%（51組合）が「財団の講習会修了者に施行させることは重要」と回答している。財団の講習会が重要と認識していると回答している51組合のうち、45の組合は開催県であり、6組合が未開催県であった。このことから、未開催県が講習会を実施できるような条件整備の検討が急務である。

### 《配管技能者の位置づけの明文化について》（未開催県・管工事組合に対する設問）

配管技能者の位置づけについては、未開催県の事業体は、58%が「明文化していない」、「特に考えていない」と半数以上が明文化していないと回答している。

一方、「概略規定で十分」が17%、「現在概略規定のみだが将来詳細規定の明記を検討する」と12%の事業体が回答している。未開催県の事業体は位置づけについて、関心が低いように思われる。

管工事組合の回答では、明文化については、「概略規定を事業体が明記している」と39%が回答している。また、35%が「事業体に明文化を要望していない」と回答している一方で、22%の組合が「今後、明文化を事業体に要望していく」と回答している。

今後、組合からも積極的に事業体に対して明文化に向けて働きかけられるよう、財団としての努力が必要と思われる。

### 《工事事業者に対する技術評価制度の制定について》

技術評価制度の制定の有無については、開催県、未開催県事業体とも「制定していない」と8割以上が回答している。

### 《給水管の管種の指定について》

事業体が指定する管種は、ポリエチレン管が開催県、未開催県事業体とも、それぞれ72%、70%、と多かった。その他は、耐衝撃性塩化ビニル管や硬質塩化ビニルライニング鋼管が続いている。

7割の事業体が、ポリエチレン管を採用しており、近年のポリエチレン管への管種変更の傾向がうかがえる。

### 《講習会の受講要件について》

講習会の受講要件については、開催県事業体及び管工事組合とも「現行の2年程度で良い」との回答が5割以上であったが、実務証明の提出など要件強化が必要との回答もあった。

今後、より充実した講習会のため、財団において検討する必要がある。

### 《講習会の実技課程について》

分岐穿孔の実技課程については、「現行で十分・やむを得ない」との回答が開催県で67%、管工事組合では73%となっている。

給水管接合については、開催県事業体で82%及び管工事組合で69%と「現行の課程で十分」と回答している反面、改善が必要や電動化に変更という要望があった。

また、配管接合の管種については、「現行の3管種で良い」と開催県事業体では77%が、管工事組合では79%が回答している。「見直す」との回答も若干あった。

3管種については、7割の事業体が現行で十分と回答しているが、近年の使用管種のポリエチレン管への変更が多く、今後、管種の組合せ等については、財団で検討する必要があると思われる。

学科課程では、「現行で良い」と半数以上が回答しているが、「もう少し充実を図る」との回答もあった。

実技課程の内容は、管種、工具、電動化等も含め【検討事項④】、全般的に見直しの検討を財団

としても行う必要があると思う。

### 3. まとめ

今回の調査結果から、配管技能者の位置づけの明文化、開催条件の整備等、講習会開催促進に向けての条件整備や講習会の内容の見直しが必要であることが示唆されることから、財団としては、見直しに向けての検討会を設置し、今年度中にその方針を明確にすることとしている。